

公的年金の毎月支給を求める意見書

年金の隔月支給が低額の年金受給者の生活を一層圧迫している。支給額の低さは、金銭の支払い管理を平準化するための個人の能力を超えている。住民税・固定資産税などの納付時期は年金支払いと必ずしも合致せず、それらを支払った後、また、冠婚葬祭などの臨時の支出ができれば、次の年金支給日までは、生活費の支出を極力抑えたり、借金でしのいだり、医療機関にかかることさえも我慢して暮らさざるをえない。

政府は、今後も年金支給額引下げを予定しており、高齢者の生活困難性は一層増すものと考えられる。そこで、せめてもの対策として、25年経過した現在の隔月支給を、欧米と同じ毎月支給に改善してほしいという声が高まり、厚生労働省に対し強く要請してきた団体もある。

厚生労働省は、当初毎月支給にすることは、政府が金融機関に支払う手数料が1回につき数十億円にも達するので応じられない旨の回答をしてきたが、経費増加による支障は僅少だと思われる。

ついては、市民の生活水準の確保と安定、高齢者の健康管理の必要性に鑑み、年金支給時期を毎月支給に改善すべきであると判断し、次の事項について要望する。

- 1 公的年金の支給について、現行の2か月分支給を毎月支給に改め、年金受給者の生活安定に資するよう改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿